

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	私立専修学校の設置廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可
②	法令名	学校教育法
③	法令番号	昭和22年法律第26号
④	根拠条項	第130条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	・専修学校設置基準 (昭和51年1月10日文部省令第2号) ・京都府私立専修学校の設置等認可に関する審査基準 (平成18年4月1日制定)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)4か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当(075-414-4518)
⑬	備考	